

第1章 国際機関による経済及び雇用・失業等の動向と見通し

経済動向

1 国際通貨基金 (IMF)

国際通貨基金は、2009年10月の「世界経済見通し」(World Economic Outlook)において、世界的景気後退は終焉へ、しかし回復は緩やかであるとし、具体的には、アジア諸国の力強い成長に加え、その他地域の経済も下げ止まりあるいは緩やかな回復に向かっているため、世界経済は拡大基調に戻った感があるとしている。

また、先進諸国では、前例のない公的介入によって経済活動が安定化し、国によっては成長率がわずかとはいえプラスに戻っている。新興国ならびに途上国は、アジア経済の回復に牽引され、概ね回復の先陣を切っている。欧州の新興国と独立国家共同体 (CIS) の多くは今回の危機で大きな痛手を負い、全般的に回復は諸外国に比べて出遅れている。等と分析している。

今後の見通しについては、金融システムは依然として脆弱であり、公共政策は徐々に打ち切る必要がある。うえ、資産価値の暴落を受けた国や地域の家計部門は高い失業率に対処すると同時に貯蓄を引き上げていくとみられるため、景気回復ペースは緩やかなものになる。等とした上で、実質GDP成長率は、世界全体で2009年に約1%縮小した後、2010年には3%程度の成長(2009年および2010年の実質GDP成長率は先進国がそれぞれ-3.4%、1.3%、アジア新興国がそれぞれ5.0%、6.8%)を達成するが、これは金融危機前の数値を大幅に下回る水準である等としている。

2 経済協力開発機構 (OECD)

経済協力開発機構は、2009年9月の「経済見通し中間報告 (OECD's latest interim economic assessment)」において、世界経済動向について、イギリスと米国の住宅市場は、価格に関しても取扱高に関しても、幾分安定化の兆しを見せている。また、世界貿易も底をついた模様であり、景気回復が強まり、その裾野を広げていくにつれ、加速していきそうな状況にある。金融市

場混乱の直接的な影響を受けなかった新興大国では、年初に始まった景気回復が勢いを増している。特に中国では、第2四半期のGDP伸び率(季節調整済み年率換算値)は14%以上に達したものと見込まれており、財政による大型の景気刺激策と銀行貸出の急増に下支えされ、景気の持ち直しが続いている。他のアジア新興国のGDP伸び率も、景気刺激策などを受けて、力強く回復している。等と分析している。

今後の見通しについては、同年11月の「経済見通し No.86」(Economic Outlook)において、加盟国の2009年及び2010年の実質GDP成長率を、それぞれ-3.5%、1.9%等としている。

〈表2-1〉 国際機関の経済見通し (実質GDP成長率)

	実質GDP成長率 (%)				
	IMF		OECD		
	2009 予測	2010 予測	2009 予測	2010 予測	2011 予測
アメリカ	-2.7	1.5	-2.5	2.5	2.8
イギリス	-4.4	0.9	-4.7	1.2	2.2
ユーロ圏	-4.2	0.3	-4.0	0.9	1.7
ドイツ	-5.3	0.3	-4.9	1.4	1.9
フランス	-2.4	0.9	-2.3	1.4	1.7
イタリア	-5.1	0.2	-4.8	1.1	1.5
カナダ	-2.5	2.1	-2.7	2.0	3.0
日本	-5.4	1.7	-5.3	1.8	2.0
韓国	-1.0	3.6	0.1	4.4	4.2
オーストラリア	0.7	2.0	0.8	2.4	3.5
OECD計	-	-	-3.5	1.9	2.5
中国	8.5	9.0			
シンガポール	-3.3	4.1			
インドネシア	4.0	4.8			
タイ	-3.5	3.7			
フィリピン	1.0	3.2			
マレーシア	-3.6	2.5			
先進国	-3.4	1.3			
アジア新興国	5.0	6.8			

資料出所 IMF "World Economic Outlook" (2009年10月)、
 OECD "Economic Outlook 86 Projection" (2009年6月)

雇用・失業等の動向

2009年11月現在、欧米において、雇用は総じて悪化が続いており、特に長期失業者が増加し、米国では失業期間が27週以上の失業者が10月に559万人（失業者に占める割合35.6%）、EUでは失業期間12ヶ月以上の失業者が7～9月期に717万人（同33.7%）となっている。また、EUでは、若年者層（15～24歳以下）の失業率が7～9月期に20.2%となっており、若年失業の更なる深刻化が懸念される。

2009年9月の「OECD雇用アウトルック2009」（2009 OECD Employment Outlook）によれば、OECD加盟国における失業率は、25年で最低の5.6%から、2009年6月には8.3%に上昇。特に、若年者、低技能労働者、移民、マイノリティ、臨時的・非正規労働者に、失業の多くが発生。経済は底入れの兆候が見られるかもしれないが、雇用情勢の見通しは暗い。2010年を通して失業率は上昇し続け、10%に近づく勢い。過去の経験からは不況において失業率がピークに達するまでの期間と比較して、不況前の水準に戻るまでの期間は長く、数年に及ぶ。等と分析・予測している。

国・地域別に見ると、2009年及び2010年の失業率は、アメリカでは、それぞれ9.2%、9.9%、イギリスでは7.6%、9.3%、ユーロ圏では9.4%、10.6%、といずれも上昇していくと見通している。

〈表2-2〉 国際機関の失業率見通し

	失業率 (%)				
	IMF		OECD		
	2009 予測	2010 予測	2009 予測	2010 予測	2011 予測
アメリカ	9.3	10.1	9.2	9.9	9.1
イギリス	7.6	9.3	8.0	9.3	9.5
ユーロ圏	9.9	11.7	9.4	10.6	10.8
ドイツ	8.0	10.7	7.6	9.2	9.7
フランス	9.5	10.3	9.1	9.9	10.1
イタリア	9.1	10.5	7.6	8.5	8.7
カナダ	8.3	8.6	8.3	8.7	8.1
日本	5.4	6.1	5.2	5.6	5.4
韓国	3.8	3.6	3.8	3.6	3.4
オーストラリア	6.0	7.0	5.7	6.3	6.2
OECD計	—	—	8.2	9.0	8.8

資料出所 IMF "World Economic Outlook" (2009年10月)、
OECD "Economic Outlook 86 Projection" (2009年11月)

金融危機後の経済・雇用対策

1 概要

2007年夏以降の国際金融資本市場の混乱は、2008年9月の米国大手投資銀行の破たんを契機として、世界的な金融危機に発展した。雇用失業情勢も先進国・新興国を問わず総じて急激な悪化を記録した。本節では、金融危機後の欧米における経済・雇用対策のポイントについて紹介する。

2 欧米における経済・雇用対策

(1) 米国

米国における経済・雇用対策についてのポイントは以下のとおり。

- 2008年10月、最大7,000億ドル（約70兆円）の公的資金を支出する金融安定化法が成立。
- 2008年11月21日、失業保険給付の期間延長を主体とした「失業保障法案」が成立。
- 2009年2月17日、総額7,872億ドル（GDP比5.7%、約79兆円）の景気対策法案が成立。
- 2009年2月24日、オバマ大統領が米議会において「350万人の雇用創出」を表明。
- 2009年5月8日、労働省が職業訓練スキーム要件緩和を各州に要請。
 - ・失業手当の支給対象となる州の認定訓練の範囲拡大、失業手当受給者に対する奨学金情報の提供について、各州に検討を依頼。
- 2009年6月8日、オバマ政権は次の100日間で景気対策法の早期実施を通じて優先的な10のプロジェクト(注1)を挙げ、60万人の雇用を維持創出するとの計画を発表。
- 2009年11月6日、失業保険給付の期間延長を主体とした「労働者、住宅所有者及びビジネス支援法案」が成立。
 - ・失業情勢に拘わらず全ての地域において14週間の失業手当給付を延長。
 - ・失業率が高い州（3カ月平均で少なくとも8.5%以上）においては上記に加えて更に6週間の給付を延長（最大で99週受給が可能）。
 - ・初回住宅取得者に対する現行の最大8,000ドル

の税還付(本年11月末まで)を来年4月末契約分まで(購入は6月末まで)延長。

- ・住宅買い換え取得者に対しても最大6,500ドルの税還付。
- ・法人減税について2008年と2009年の営業損失を過去の利益と相殺できる期間を延長。

(2) イギリス

イギリスにおける経済・雇用対策についてのポイントは以下のとおり。

○2008年11月、200億ポンド(約3兆円)の景気対策を発表。

- ・同年12月から09年末まで、付加価値税を現行の17.5%から15%へ引き下げる。
- ・雇用対策として、景気後退の著しい影響を受け失業危機に遭遇する人々への重点的な再訓練やジョブセンタープラスにおけるサービスの強化、等に13億ポンド(約1,800億円)。

○2009年1月12日、イギリス内の雇用サミットにおいて新たな雇用対策を発表。

- ・主なポイントは、(1)若年者の技能向上に向けた支援、(2)失業者の早期就職に向けた支援(向こう2年で総額5億ポンド(約700億円)を投じ、失業期間が6ヶ月に達した者を雇用する企業への助成や新たな職業訓練サービス等を提供)、(3)中小企業の資金繰り改善に向けた支援、(4)新たな雇用を創出する成長産業への投資。

○2009年2月11日、全国雇用パートナーシップ第1回会合(雇用の維持・拡大を図るため政府と企業の協力を促進することが目的)を開催。

○2009年4月22日、2009年度予算案で雇用対策を拡充。

- ・ジョブセンタープラスへの支援拡充や長期失業者対策に向け追加予算措置(17億ポンド)、若年層の職業技能取得のための予算措置(2億6千万ポンド)

○2009年7月29日、ビジネス・イノベーション・技能省や労働・年金省など4省合同による、若年支援のキャンペーン「Backing Young Britain」の立ちあげ。

- ・未来の仕事基金(Future Jobs Fund)^(註2)を通じた

雇用機会の提供、地域雇用パートナーシップ(Local Employment Partnership)^(註3)への参加等を通じた企業等の協力を呼びかけるとともに、新たに2万件のインターンシップの受け入れ先を確保(うち半数は、非大卒者の19~21歳の若者向け)し、専用のウェブサイトを通じた情報提供を行うこととした。

○2009年10月5日、フレキシブル・ニューディールの開始。

- ・対象者別のプログラムが実施されていたこれまでのニューディールと異なり、全ての求職者が同一の手続きの下、求職者給付の受給期間の長さに応じた4つのステージに分けられる。ステージが上がるごとに支援が手厚くなる一方で、求職者給付受給者にも様々な義務が生じる。フレキシブル・ニューディールにあたる第4ステージでは、専門家供給者(公共、民間、第三セクターの事業者)による包括支援が実施される。

○2009年12月15日、不況に対するイギリス政府への対応方針を改めて明らかにするとともに、完全雇用達成に向け、求職者を対象として今後18ヶ月間で総額4億ポンドの事業を実施すること(うち3億ポンドは若年失業者対策)を内容とした白書「イギリスの回復の基礎を築く:完全雇用の達成」を発表。

- ・主なポイントは、失業した人に対する喫緊の支援策として、(1)失業して6カ月以上経過した若年者に対する仕事、職業訓練又は職業体験の保証、(2)失業して3カ月以上経過した人が起業する場合に週50ポンド給付する自営業者クレジット(Self-employed Credit)の創設、(3)専門職や50歳以上の失業者に対する専門家による集中的な支援の実施。また、中長期的な課題として、福祉手当受給者の就労を促進するため、(4)6か月を超える全ての受給者について就業による収入が受給額を週40ポンド上回ることを保障する再就職クレジット(Back to Work Credit)の創設、(5)受給者のパートナーに対する求職努力義務の拡大、(6)若年失業者に対し、失業期間が10か月を超える前に仕事、職業訓練又は職業体験に従事することを義務付けること。さらに、完全雇用の実現に向

け、育児や介護との両立できる柔軟な働き方の導入に向けた方策の検討等についても含む。

(3) ドイツ

ドイツにおける経済・雇用対策についてのポイントは以下のとおり。

○2008年11月5日、500億ユーロ(約6.3兆円)の大型景気対策(第1次)を閣議決定。

- ・ 減価償却制度の見直しによる設備投資の促進、政府金融機関からの信用供与による中小企業対策等。
- ・ 雇用対策として、操業短縮労働者助成金の支給期間を最大で12カ月から18カ月に延長。
(※2009年12月までに操業短縮を開始した場合)派遣労働者及び有期労働者についても適用される。
- ・ 低資格労働者・高齢労働者の解雇を防ぐための職業訓練プログラム(WeGebAU)を従業員に受講させる企業に対する財政支援を行う。

○2009年1月13日、第2次景気対策を閣議決定。

- ・ 2010年12月までの時限措置で操業短縮労働者助成金の制度を拡充。
- ① 景気後退を理由として、従業員のいずれかが、賃金月額の10%以上の削減が行われたことを証明できれば適用される。
- ② 操業短縮にかかる企業負担分の社会保険料の半額を国が負担(操業短縮開始から6カ月間)。7カ月以上操業短縮を導入の場合、社会保険料の企業負担分を全額免除。

なお、従業員が、操業短縮期間中に、職業訓練を受講する場合は、最初から社会保険料の企業負担分を全額免除。

- ③ 操業短縮期間中に、従業員に職業訓練を受講させる企業に対する財政支援を行う。
- ④ 派遣労働者及び有期労働者にも適用。

○2009年4月、操業短縮労働者助成金の拡充について政労使が合意。

- ・ 操業短縮労働者助成金の支給期間を最大で18カ月から24カ月に延長。
(※2009年12月までに操業短縮を開始した場合。)

○2009年11月25日、閣議決定により、操業短縮労働者助成金の支給期間が最大で18カ月となった。

(※2010年1月から12月までに操業短縮を開始した場合。)

(4) フランス

フランスにおける経済・雇用対策についてのポイントは以下のとおり。

○2008年10月28日、サルコジ大統領は雇用に関する行動計画を発表。

- ・ 「特殊雇用契約利用者」の10万人増等

○2008年12月4日、2009～10年の2年間で260億ユーロ(約3.3兆円)の景気対策を発表。このうち、雇用対策(零細企業への雇用助成措置等)は12億ユーロ(約1,500億円)。

○2008年12月30日、一時帰休補償^(注4)の引き上げを実施。

- ① 年間支給時間の上限(旧)600時間→(新)800時間(ただし、繊維・衣料・皮革業、自動車製造業とその下請企業、及び自動車販売業は1,000時間)
- ② 連続支給期間の上限(旧)4週間→(新)6週間

○2009年2月18日、サルコジ大統領は約26億ユーロ(約3,000億円)の生活支援策を発表。

- ・ 一時帰休補償を給与(社会保障負担を含む)の60%から75%に引上げ、失業手当の受給要件を緩和(最低加入期間を4ヶ月から2ヶ月に短縮)、雇用・職業訓練のため25億～30億ユーロ規模(国庫負担50%)の「社会投資基金」を創設、等。

○2009年4月21日、職業訓練に3.6億ユーロ充当について政労使が協定調印。

- ・ 15,000人の職業資格取得のための職業訓練、30,000人の一時帰休者支援、個別再就職協定を結んでいる失業者60,000人の職業訓練、25,000人のAFF(職業訓練終了手当)の2009年限定で復活。

○2009年4月24日、サルコジ大統領は13億ユーロ(約1,700億円)の若年者雇用対策の緊急プランを発表(2009年6月16日、施行令として公布)。

- ・ 2010年6月まで習い労働者の雇用主負担保険料をゼロ、熟練化契約への助成金支給、CIE(雇用主

導契約)の5万件増発等。

○2009年9月2日、一時帰休補償の年間支給時間の上限を、全ての産業で1,000時間に引き上げ。(2008年12月30日の項目を参照)

- (注1) 優先的な10のプロジェクトについては、第2章 各国にみる労働施策の概要と最近の動向 アメリカ 5(2)を参照
- (注2) 長期失業状態にある若年者を中心とした就職困難者のために新たな雇用を創出することを目的とし、£10億かけて政府が創設。2009年10月から2011年4月までの間に15万人分の雇用を創出することを目指す。
- (注3) ジョブセンター・プラスと企業との間のパートナーシップ。2007年から2010年までの間に25万人の長期失業者等に対し企業に合った効果的な訓練を行い、就職に結びつけることを目指している。ジョブセンター・プラスは、企業のニーズに合った採用及び訓練の支援を行い、企業は職業指導や職業訓練等を行う。企業の採用は任意。
- (注4) 一時帰休補償は、経済情勢あるいは特殊な事情に起因する操業短縮あるいは一時停止を理由に事業所の一時閉鎖や労働時間の削減が行われて賃金が減額される労働者に対して支払われる。